

こんにちは！ 日本共産党の **好きです！ 憲法9条**

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2012年4月27日 No.207

〒319-1112

東海村村松2401-2

oona-toukai@ktf.biglobe.ne.jp

電話・ファックス 029-284-0761

4月23日
臨時議会から

造成宅地活動崩落緊急対策予算を承認

4月23日、2012年第2回臨時議会が開かれました。平成24年度一般会計補正予算案が示され、造成宅地活動崩落緊急対策事業として、南台・緑ヶ丘災害復興対策検討業務委託料8844万2000円が全会一致で承認されました。

T邸。駐車場前道路と車庫内の亀裂(この先車庫内を通過。被災住民連絡会HPより)↓



今回の予算では、南台団地及び緑ヶ丘団地の被災状況調査（測量、地質等）と、地盤修復のための工事の設計業務を委託するものです。業者選定は今後入札により行います。

造成宅地活動崩落緊急対策事業の概要

(1) 対象となる事業

東日本大震災により造成宅地に活動崩落等が発生している箇所のうち、平成24年度末までに工事着手される地区における活動崩落防止工事

(2) 要件

地震時に活動崩落するおそれの大きい造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの（対象区域）

①盛土面積が3,000m²以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもの

②盛土をする前の地盤面が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上であるもの
当該盛土の活動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの（保全対象）

①道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り迂回路のあるものも含む。）、河川、鉄道

②地域防災計画に記載されている避難地又は避難路

③家屋10戸以上（当該盛土上に存するものは除く）

(3) 事業実施主体 都道府県・市町村

(4) 交付率 国：1/2（特別な場合は2/3）

(5) 交付限度額 対象区域面積1ha当たりの事業費は1億6000万円を限度とする。

(発委) 東日本大震災で発生したがれき受け入れに関する要請決議（案）

共産党は、無責任な提案に反対

建設経済環境委員会の総意で提案された標記決議案は、共産党の2名他、計4名の反対がある中、賛成多数で可決されました。委員会副委員長の提案理由では、概略「被災地の新たなまちづくりは、瓦礫の処理無くしては進まず、安全性が確認されたものについてのみ処理支援を積極的に受け入れるべき」とのことでした。共産党からの質問に対し提案者は、①安全性の基準をもち、②住民の意向確認も行わず、③国の責任にも全く触れず、ただ「積極的に受け入れるべきとの議会の意思を示す決議である、④近隣自治体で決議をあげているので」と終始しました。傍聴者は、「こんな無責任な提案はない」と怒っていました。

こうした問題で、今ほど国の責任と住民の納得が重要になっているときはありません。